



当別町教育大綱^(案)

教育、学術及び文化に関する施策の基本方針

平成27年10月
当別町

当別町教育大綱

1 策定の趣旨と位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その根本となる方針を定めるものである。

なお、この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整し町長が定める。

2 期 間

原則として平成27年度から平成30年度までの4年間とする。なお、必要に応じ、内容を見直すことができる。

3 関連計画等

- (1) 当別町第5次総合計画（平成21年度から概ね10年）
- (2) 第4次当別町生涯学習推進計画（平成26年度から平成30年度）
- (3) 平成27年度町政執行方針
- (4) 平成27年度教育行政執行方針
- (5) 平成27年度当別町教育推進計画
- (6) 当別町小中一貫教育に関する取組基本方針（平成27年度以降）

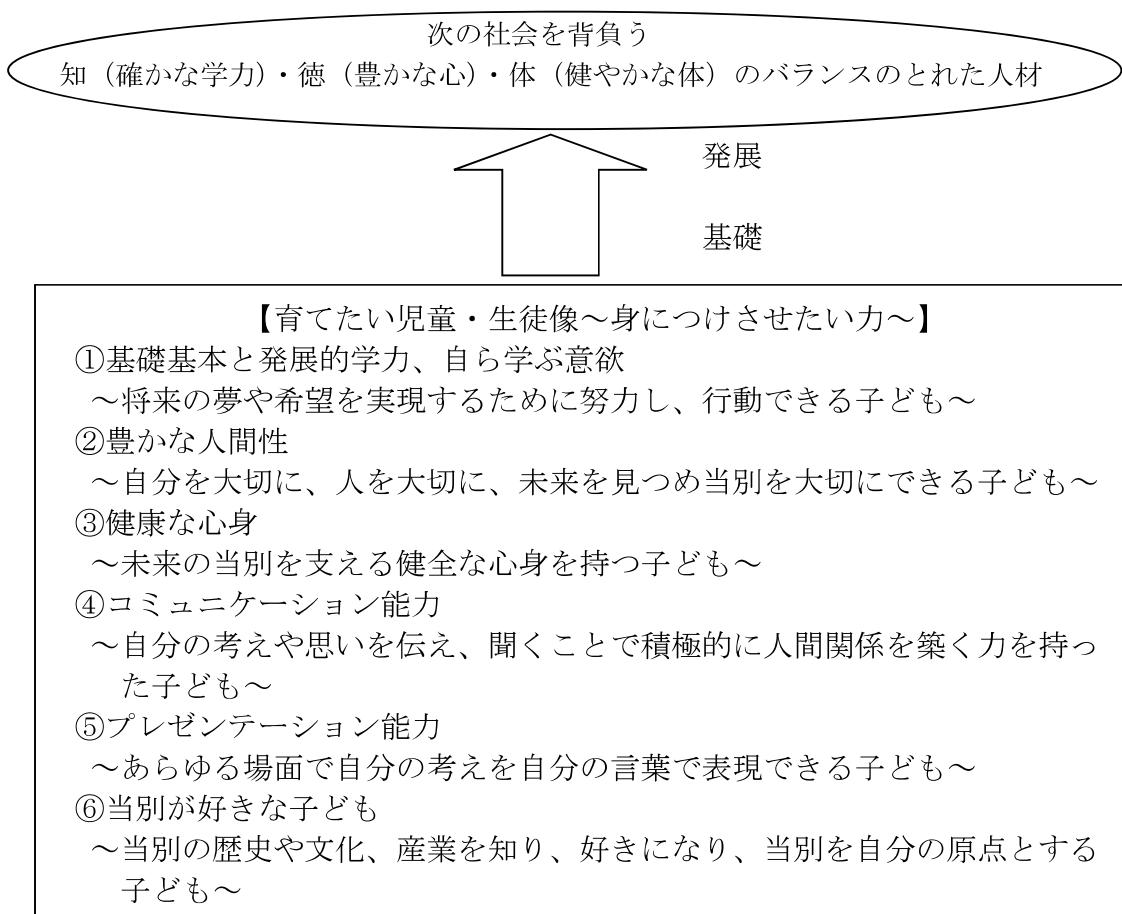
4 基本方針

(1) 学校教育

変化の激しい時代を生きる子どもたちに、基礎基本をしっかりと身につけさせ、思考力や判断力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働し、自らの手で自らの人生を切り開いていける力を持つ教育を行う。

【育てたい児童・生徒像】

次の社会を背負っていける、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスのとれた人材の育成を目標に、下記①～⑥の児童・生徒像を掲げる。



(2) 社会教育

全ての町民が幸せを感じることのできる生涯学習社会の実現を目指す。

(3) 地域の教育力の活用

学校と保護者、地域の連携・協働によって、子どもたちの学びを支援する。

5 施策

(1) 学校教育

ア) 幼・保・小の接続及び小・中一貫教育の推進

小・中9年の連続した教育課程を確立し、義務教育段階での学習内容の定着を確かなものとする。さらに応用力を高めるなど、子どもたちの多様な進路希望をかなえる質の高い学力につける。

また、円滑な義務教育への移行のため、幼稚園や保育所との接続を重視した施策を行う。

イ) 国際理解教育の推進

グローバル化が進む中、豊かな国際感覚を身につけ、国際社会において主体的に行動できる能力（英語力等）の基礎をつくる。そのため ALT や ICT、地域人材を活用し、英語に触れ学ぶ機会を拡充していく。

また、小中一貫した教育課程を研究、実践する。

ウ) 中等（後期）・高等教育機関との連携の推進

当別高校、北海道医療大学、近隣の北海道教育大学等の知的・人的・物的資源（学生や教員、施設設備）を活用した、専門的講義や実習、体験活動等幅広い教育を行う。

エ) 教育環境の整備推進

校舎の老朽化対策を進め、学習環境の整備を図る。

(2) 社会教育

ア) 生涯学習の推進

住民ニーズに対応した学習機会の提供とともに、学習の成果が活用できる仕組みを構築し、生きがいややりがいにつながる事業を展開する。

イ) 生涯スポーツの推進

町民がそれぞれの体力や年齢・目的に応じて、継続的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ環境の整備を行う。また、子どものスポーツ振興には特に留意し、体力向上や社会性、心の育成を進める。

ウ) 文化・芸術活動の推進

文化・芸術に関する学習機会の提供とともに、町民の自主的な活動への支援に努め、文化・芸術の薫り高いまちづくりを進める。

エ) 図書館機能の充実

当別町図書館像検討委員会からの答申をもとに、既存図書室の充実を図りながら、わが町にふさわしい図書館の実現に向け、関係機関との調整を進める。また、子どもの読書活動については、その成長に大きな影響を及ぼすことから「第2次当別町子どもの読書活動推進計画」により、計画的に進める。

(3) 地域の教育力の活用

ア) 保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進める。

イ) 学校支援地域本部の普及促進により、学校の教育活動を支援する。

ウ) 地域の多様な人材を活用し、当別の自然を活かした体験や放課後、休日の教育支援を促進する。

エ) ア～ウのような社会全体で子どもたちの学びを支援する取り組みを通し、学校を核とした地域づくりを進める。